担当部署: 総務部 用地管財課

処分の概要	行政財産の使用許可
法令名根拠条項	地方自治法 第238条の4第7項
法令番号	昭和22年法律第67号

【根拠条文】

(行政財産の管理及び処分)

第238条の4

7 行政財産は、その用途又は目的を妨げない限度においてその使用を許可することができる。

【基準】

根拠条文に同じ。

備考

設 定 年 月 日 平成 28 年 4 月 1 日 最終変更年月日 年	 月	日	
---	-------	---	--